

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

松風ホワイトポイント

※※【形状・構造及び原理等】

【構造】

- 1) 作業部：アルミナ質人造研削材（研削砥粒）をガラスで結合した砥石。
- 2) 軸部：ステンレス鋼
軸部形式1：CA用
軸部形式2：HP用
軸部形式3：FG用

【使用目的又は効果】

歯及び陶歯、陶材、コンポジットレジン、硬質レジンの補綴物等の研削に用いる器材である。

※※【使用方法等】

- 1) 本材を口腔内で使用する際には滅菌します。
- 2) 本材を歯科用空気回転駆動装置、歯科用電動式ハンドピース、歯科用電気エンジン、マイクロモーター及び高速レーズ等に装着して、通法により使用します。
- 3) 口腔内で使用後、再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行います。
滅菌方法：オートクレーブ（134℃ 3分、又は121℃ 30分）による滅菌を行います。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 3) 頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為害防止のため、注水下で、ソフトタッチで使用するこ

- ※※ 5) 再使用する際には必要に応じ、清掃液・消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ又は乾熱による滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。なお、塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムなど）や塩化ベンザルコニウム溶液、プラズマ滅菌は、錆の発生や接着材が劣化して作業部が脱落することがあるので使用しないこと。

※※【使用上の注意】

1) 重要な基本的注意

- ① 指定の最高許容回転速度を越えて使用しないこと。

最高許容回転速度
30,000min ⁻¹

- ② 変形、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- ③ 本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ④ 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号 075-561-1112